

別紙

平成 30 年 6 月 19 日

お客様各位

## 株式会社 救命

〒411-0933 静岡県駿東郡長泉町納米里 508-1  
Tel : 055-987-8811 Fax : 055-987-8812  
email: [shimozawa.ryo@kyumei.co.jp](mailto:shimozawa.ryo@kyumei.co.jp)  
<http://kyumei.co.jp> 総務:kyumei06@kyumei.co.jp

代表取締役 下澤 亮

－「有機物等（PMD）」の販売終了について－

毒物及び劇物指定令の改正に係る製品の重要なお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛業のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り深謝いたします。

さて、厚生労働省は新たに毒物劇物を追加するため、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案を取りまとめ、2018年5月17日に公表しました。

改正令の公布日は、6月下旬予定、施行期日は7月1日、対応項目の猶予期間は9月30日です。

この改正により弊社が販売している一部の製品が劇物に指定されることが判明致しました。劇物指令を受けるとお客様には取扱や保管等に関する管理を厳密に行って頂くことになるため、私共は対象製品の販売を継続することは困難であると判断致しました。

つきましては、2018年6月29日をもって下記の製品の販売を終了致します。

急なご案内ではございますが、お客様におかれましては、今般の事情をご賢察頂きまして、ご理解賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

○販売終了日 平成 30 年 6 月 29 日

○対象製品 有機物等（PMD）

○該当物質 水酸化リチウム－水和物 CAS No.1310-66-3 [分類：劇物]

#### ◆ご使用頂いているお客様（業務上取扱者）へ

毒物及び劇物指定令の一部改正が施行された後、登録（毒劇法3条、7条、9条）と表示（毒劇法12条）関係については、9月30日まで猶予期間が設けられています。猶予期間中は対象製品も引き続きお使い頂けます。

しかしながら、7月1日以降は毒物及び劇物取締法に則した取扱や保管をしていただく必要がありますので可能な限り在庫せずに速やかにお使いください。

なお、未使用品につきましては、8月24日弊社到着分までの返品を賜りますので、ご購入頂きました販売店様に早急にご連絡ください。

#### 〔7月1日以降〕

○保管場所は、一般の人が容易に近付かず、管理監督者の目が届く所にする。

○盗難・紛失・漏洩防止等対策としては、

- ・毒物劇物の管理監督者を定める。
- ・保管場所は一般の人が容易に近付かず、管理監督者の目が届く所に設置する。
- ・毒物劇物専用の堅固な設備（施錠し、鍵の管理を徹底）に保管する。
- ・管理簿を作成し、定期的に在庫量を確認する。

○廃棄する際はご使用されている方の状況により異なりますので、各自治体にお問い合わせください。

#### ◆販売代理店様（毒劇物営業者）へ

すでに販売を行っている者については、9月30日までは、毒劇法3条（販売授与に係る業の登録）、7条（取扱責任者の設置）、9条（登録品目の追加）、12条（表示）について猶予期間が設けられています。

在庫品に関しましては、8月24日弊社到着分までの返品を承りますので早急に弊社までご連絡ください。

#### 〔7月1日以降〕

○譲渡手続

- ・他の毒物劇物営業者に販売、又は授与、その都度
  - ①毒物劇物の名称及び重量
  - ②販売又は授与の年月日
  - ③譲渡人の氏名、職業、住所を書面に記載しなければならない。
- ・毒物劇物営業者以外の者に販売又は授与する際は①～③の事項を記載した書類の提出を受けなければならない。

◆毒物及び劇物取締法の詳細については、所在の都道府県等自治体または厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室にお問い合わせください。

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/denshi/shinsei/150731uketukekikan.pdf>

以上